

## 4 受講の手続

## (1) 受講の申込み

講習を受けようとする者は、警備員指導教育責任者講習受講申込書又は機械警備業務管理者講習受講申込書（以下「申込書」という。）2通に必要な事項を記入し、写真（提出前6月以内に撮影した無帽、無背景、縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの顔写真）をはって、住所地を管轄する警察署（県外に住所を有する者にあつては、長野県内の最寄りの警察署）に申し込んでください。

なお、警備員指導教育責任者講習を受けようとする者は、3に該当する旨を証明する次のいずれかの書類2通を申込書に添付してください。

ア 3の(1)に該当する者については、警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

イ 3の(2)に該当する者については、検定規則第1条第2項に規定する1級の検定に係る合格証の写し

ウ 3の(3)に該当する者については、検定規則第1条第2項に規定する2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

## (2) 申込みの受付期限

警備員指導教育責任者講習及び機械警備業務管理者講習の受付期限は、平成16年5月14日（金）までとします。

なお、講習予定人員に達した場合は、申込受付期限内であっても受付を締め切ることがあります。

## (3) 手数料

警備員指導教育責任者講習にあつては3万7,000円、機械警備業務管理者講習にあつては3万8,000円を長野県収入証紙により（申込書にはって、消印しないこと。）納付してください。

## 5 その他

(1) 本講習は、社団法人長野県警備業協会（長野市中御所1丁目5番1号）に委託して実施します。

(2) 受講当日は、筆記用具を持参してください。

(3) 受講についての問い合わせ及び申込書の請求は、最寄りの警察署生活安全課又は生活安全刑事課に行ってください。

生活安全企画課

## 正 誤

平成16年4月15日付け目次中

ページ 行 誤 正

1 下から7 (土地改良課) (農村整備課)

平成16年4月15日付け長野県規則第23号「災害救助法施行細則の一部を改正する規則」中

ページ 行 誤 正

2 上から4 第23号 第26号